

○地域密着型サービス

No.	区分	項目	指摘内容	根拠
1	地域密着型通所介護	内容及び手続きの説明及び同意に関すること	重要事項説明書について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。(生活相談員の員数・緊急時の対応の表記・苦情申し立ての松江市の連絡先・サービス内容・その他費用の表記・「通所介護」「通所介護計画」「介護予防支援計画」の文言修正) (運営規程の概要のうちサービス利用にあたっての留意事項・従業者の勤務体制の営業時間・非常災害対策・第三者評価の実施状況・営業時間・利用料2.3割負担について・職務内容・利用定員・要介護5の料金追記) (運営方針・サービス内容・利用料・サービス利用にあたっての留意事項について運営規程と整合性を図ること)	地域密着型サービス基準条例第9条
2	地域密着型通所介護	運営規程に関すること	運営規程について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。(交通費追記、生活相談員の員数及び職務内容(通所介護計画の作成者を管理者とする)・その他利用料(食費等)・個人情報ガイドラインをガイドランスに・「通所介護計画」の文言を修正、キャンセル料削除)	地域密着型サービス基準条例第59条の12
3	地域密着型通所介護	掲示に関すること	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	地域密着型サービス基準条例第34条
4	地域密着型通所介護	勤務体制の確保等に関すること	月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確に記載すること。(勤務形態の修正1名(兼務から専従へ)・資格修正2名、兼務する職種を明確にすること、勤務時間の整理)	地域密着型サービス基準条例第59条の13第1項
5	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	内容及び手続きの説明及び同意に関すること	重要事項説明書について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。(介護保険課の電話番号・サービス提供体制強化加算の標記・看護職員配置加算Ⅱの重複記載を修正(Ⅲに修正)) (サービス利用にあたっての留意事項・従業者の勤務体制(常勤・非常勤)・事故発生時の対応・第三者評価の実施の有無の追記) (キャンセル料の削除、食事の費用について・サービス利用にあたっての留意事項の記載を運営規程と整合性を図る)	地域密着型サービス基準条例第9条第1項(準用) 地域密着型介護予防サービス基準条例第11条(準用)
6	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	掲示に関すること	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、小規模多機能型居宅介護事業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	地域密着型サービス基準条例第34条(準用) 地域密着型介護予防サービス基準条例第32条(準用)
7	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	内容及び手続きの説明及び同意に関すること	重要事項説明書について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。(事業の目的を追記、運営の方針を運営規程と整合性を図る、従業者の勤務体制(常勤・非常勤)の追記、施設の利用にあたっての留意事項を運営規程と整合性を図る、料金表(要介護1・2の料金)の追記、介護サービス費の額の修正)	地域密着型サービス基準条例第9条(準用)

No.	区分	項目	指摘内容	根拠
8	認知症対応型共同生活介護	勤務体制の確保等に関する事	共同生活住居ごとに、日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にすること。 (計画作成担当者の勤務時間を明確にする、勤務形態の修正1名)	地域密着型サービス基準条例第123条第1項、解釈通知 地域密着型介護予防サービス基準条例第81条
9	認知症対応型共同生活介護	内容及び手続の説明及び同意に関する事	重要事項説明書について、内容の修正が必要と見受けられる項目があるため、速やかに改正すること。(介護保険課の電話番号・島根県指定・苦情連絡先(介護保険課電話番号)・職員の職種・員数・職務内容の修正) (利用定員・事故発生時の対応・利用料についてその他の実費・従業者の勤務体制(常勤・非常勤)・入居にあたっての留意事項・非常災害対策・事故発生時の対応(市・家族・居宅介護支援事業所への連絡)の追記) (職員の職務内容・緊急時の対応を運営規程と合わせ要支援に対応した内容とする、第三者評価について記載する(評価の実施は行っている)、提供する第三者評価の実施状況について実施の有・無を記載)	地域密着型サービス基準条例第9条第1項準用 地域密着型介護予防サービス基準条例第11条
10	認知症対応型共同生活介護	広告に関する事	広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならないため、速やかに修正すること。 (利用できる方について、要介護3程度までを要介護5までに修正。)	地域密着型サービス基準条例第36条(準用) 地域密着型介護予防サービス基準条例第34条(準用)
11	認知症対応型共同生活介護	秘密保持等について	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。 (個人情報使用同意書に家族代表の署名欄を設ける。)	地域密着型サービス基準条例第35条第3項(準用) 地域密着型介護予防サービス基準条例第33条(準用)
12	認知症対応型共同生活介護	指定認知症対応型共同生活介護の取扱い方針について	身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のために研修を定期的実施すること。 (身体拘束等の適正化のための指針の作成、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施する。)	地域密着型サービス基準条例第117条第7項(準用) 地域密着型介護予防サービス基準条例第78条(準用)